

第3節 金融資産・負債

3.66 国連の提示した 68SNA に基づき、我が国の国民経済計算体系では資産(経済資産)を有形資産、非金融無形資産(参考表示)及び金融資産に分類していた。一方、国連において新たな基準(93SNA)が示されたことから、我が国においても、93SNA 上、資産を非金融資産及び金融資産に分類している(前節の図3-10参照)。そのうち、金融資産については、「制度部門によって個別または団体としてその所有権が行使される存在であり、経済的利益が一定期間その所有または使用により与えられるもの。なお、貨幣用金及び SDR は、もう一つ別の制度部門の側に対応する負債がないという点で、SNA の他の資産とは異なる。」(国連 93SNA)とされている。一方、負債については、「債務者が債権者との間の契約の中で明示されたある条件に従い、債務者が一度若しくは数回に渡って債権者に支払うこととされる義務があるもの」(国連 93SNA)とされている。

3.67 国連勧告で示されたこれら定義に基づき、我が国でも金融資産・負債 Financial assets/liabilities を、表3-9にあるように8つに大きく分類している。我が国の 93SNA においては、日本銀行において作成されている「資金循環統計」における金融資産分類との整合性を図りつつ、国連の 93SNA におけるこのような金融資産の大分類を踏襲している¹。以下、我が国 93SNA における各金融資産の内容について、我が国における 93SNA と 68SNA 及び資金循環統計における勘定との対応関係に触れながら解説する(図3-14参照)。

表3-9 国連 93SNA と我が国 93SNA の金融資産分類(大分類)の対照表

国連 93SNA における分類(括弧内は中分類)	我が国 93SNA における分類
1. 貨幣用金及び SDR	1. 貨幣用金・SDR
2. 現金通貨及び預金 (現金通貨、通貨性預金、その他の預金)	2. 現金・預金
3. 株式以外の証券(短期、長期)	4. 株式以外の証券
4. 貸付(短期、長期)	3. 貸出・借入
5. 株式及びその他の持分	5. 株式・出資金
6. 保険技術準備金 (生命保険準備金及び年金基金に関する家計の純持分、保険料の前払い並びに未払い保険金に対する準備金)	6. 金融派生商品
7. 金融派生商品	7. 保険・年金準備金
8. その他の売上債権及び買入債務 (売上債権及び買入債務、その他)	8. その他の金融資産・負債

¹ ただし、我が国 93SNA においては、資金循環統計では把握していない公的部門の金融資産を推計して計上する等の相違があり、算出される数字には違いがあることに注意。

貨幣用金・SDR Monetary gold / Special drawing rights

- 3.68 我が国の 93SNA における「貨幣用金・SDR」は、「貨幣用金」と「SDR」からなる。「貨幣用金」すなわち貨幣としての「金」は、68SNA における金と同様、通貨当局により金融資産として保有されており、外貨準備の一部としての金を指す。また、「SDR (Special Drawing Rights : 特別引出権)」とは、IMF が創出した国際的準備金で、IMF 加盟国に対する信用供与枠として、原則 5 年の基本期間ごとに IMF への出資額に応じて各国に配分されるものである。国連の 93SNA においては、金を「貨幣用金」、「貯蔵目的で保有される金」、「産業目的で使用される金」の 3 つに区分しているが、我が国の 93SNA では、貴重品としての価値貯蔵目的の金()を基礎統計上の制約の理由から、その導入を見送っている。また、貨幣用金()は金融資産として独立表章して記録し、産業目的で使用される金()は中間消費として扱っている。

図3 - 1 4 我が国における 93SNA と 68SNA 及び資金循環統計における勘定との対応関係

【68SNA】	【93SNA】	【日銀資金循環勘定】
金・SDR	貨幣用金・SDR	現金 預金
	貨幣用金	現金
	SDR	日銀預け金
現金通貨・通貨性預金	現金 預金	政府預金
現金通貨	現金	流動性預金
要求払預金	日銀預け金	定期性預金
日銀預け金	政府預金	譲渡性預金
政府当座預金	流動性預金	外貨預金
その他の預金	定期性預金	資金運用部預託金
定期性預金	譲渡性預金	
非居住者円預金 外貨預金	外貨預金	貸出 借入
信託	資金運用部預託金	日銀貸出金 借入金
譲渡性預金		コール
貸出金 借入金	貸出 借入	買入手形 売渡手形
日銀貸出金 借入金	日銀貸出金 借入金	コマーシャル・ペーパー
コール	コール	市中貸出金 借入金
買入手形 売渡手形	買入 売渡手形	政府貸出金 借入金
コマーシャル・ペーパー	民間金融機関貸出 借入	
市中貸出金 借入金	a 住宅貸付 借入	
政府貸出金 借入金	b 消費者信用	
	c その他	
	公的金融機関貸出金 借入金	
	うち住宅貸付 借入	
	非金融部門貸出金 借入金	
	消費者信用に含まれない割賦債権 債務	
	現先 債券貸借取引	
短期債券	株式以外の証券	株式以外の証券
長期債券	政府短期証券	政府短期証券
国債	国債	国債
地方債	地方債	地方債
公社公団公庫債	政府関係機関債	政府関係機関債
金融債	金融債	金融債
事業債	事業債	事業債
投資信託受益証券	居住者発行外債	居住者発行外債
外債	コマーシャル・ペーパー	CP
	投資信託受益証券	投資信託受益証券
	信託受益権	信託受益権
	債権流動化関連商品	債権流動化関連商品
	抵当証券	抵当証券
株式	株式 出資金	株式 出資金
生命保険	うち株式	うち株式
一般政府繰入金	金融派生商品	金融派生商品
売上債権 買入債務	フォワード系	フォワード系
その他の金融資産・負債	オプション系	オプション系
資金運用部預託金	保険 年金準備金	保険年金準備金
政府出資金	保険準備金	保険準備金
損害保険	年金準備金	年金準備金
外貨準備高 (金・SDRを除く)	その他の金融資産・負債	
	外貨準備高 (貨幣用金・SDRを除く)	
	預け金 預り金	預け金
	企業間信用 貿易信用	企業間信用 貿易信用
	未収金 未払金等	未収 未払金
直接投資	直接投資	対外直接投資
貿易信用	a 株式資本	
貸付 借入	b 再投資収益	
	c その他資本	
対外証券投資	対外証券投資	対外証券投資
その他対外債権 債務	その他対外債権 債務	その他対外債権 債務
その他	その他	うち外貨準備
合計	合計	その他
資金過不足	資金過不足	資金過不足
		合計

----- 概念としては一致しているが、民間と公的の格付けの変更があったため、計数は一致しない。

- - - - - 国債の扱いについては、93SNAが「出資 抛出国債」分を「その他対外債権 債務」に分類している等、概念が異なる。
68SNAの「貸付 借入(海外)」の資産側は非金融部門貸出金に、負債側は民間金融機関借入金、公的金融機関借入金、非金融法人借入金に含まれている。

3.69 なお、93SNA における貨幣用金・SDR の記録方法については留意が必要である。貨幣用金・SDR は、我が国の場合、中央政府（一般政府）と中央銀行（金融機関）によって保有されているが、その保有割合が公表されていないため、「その他の金融資産」項目のうち「その他」の項目に含めて制度部門毎にまとめている。従って、金融資産「貨幣用金・SDR」の計数は、各制度部門それぞれがゼロとなる。また、負債側は海外部門に全額が記録される。なお、「その他の金融資産・負債」の内訳項目「外貨準備高（貨幣用金・SDR を除く）」についても同様の取扱いがなされている。

現金・預金 Currency and deposits

3.70 国連が示した 93SNA 上の「現金通貨及び預金 Currency and deposits²」とは、「決済のために利用され、広義の貨幣に含まれる金融資産」である。我が国の 68SNA においては、預金は通貨性預金（要求払預金等）とその他の預金（定期性、譲渡性預金等）として記録されていたが、新たな国連の勧告を受け、我が国の 93SNA では「現金・預金」として記録している。「現金・預金」は、日本銀行の『資金循環勘定』の分類にならい、「現金」、「日銀預け金」、「政府預金」、「流動性預金」、「定期性預金」、「譲渡性預金」、「外貨預金」、「資金運用部預託金」の項目に細分割している。なお、「日銀預け金」とは、日本銀行の負債となる預金のうち、「政府預金」³を除くものであり、日本銀行の取引先金融機関からの預金が含まれる。なお、郵便貯金は全て「定期性預金」に計上される。

貸出・借入 Loans

3.71 国連が示した 93SNA 上の「貸付 loans」とは、「債権者が債務者に直接資金を貸し付けるときに創造される金融資産、又は譲渡不能文書 non-negotiable documents により証明される金融資産、又は貸し手（債権者）が取引を証明する保証を受けられない金融資産」であるとされている。我が国の 68SNA においては、貸出金・借入金を表章していたが、93SNA 上、これを「貸出・借入」とし、『資金循環統計』にならい、「日銀貸出金」、「コール」、「買入・売渡手形」、「民間金融機関貸出金・借入金」、「公的金融機関貸出金・借入金」、「非金融部門貸出金・借入金」、「消費者信用に含まれない割賦債権・債務」及び「現先・債券貸借

² 英語名は、国連 93SNA と同じであるが、日本語名を資金循環統計に合わせている（以下の項目も同様）。なおそれぞれの項目について、本解説書においては、国連 93SNA の分類を参考に行っている。

³ 国庫資金の決裁等を行うため、国が日本銀行に預かり入れる預金（国の預金勘定）である。68SNA の「政府当座預金」に、「その他の金融資産・負債」に含まれていた「別口預金分」を加えたもの。

取引」の項目に分類している。なお、我が国においては、貸付債権の流動化に係る債権・債務も含まれている。

<不良債権の償却の取扱い>

- 3.72 「貸出・借入」の概念に関連して、93SNA においては、68SNA からの重要な変更が行われた。それは、貸出債権の償却、つまり不良債権償却を明示的に示していることである。国連の 68SNA においては、貸出金償却の取扱いに関する明確な記述がなされていなかった。そのため、慣行上、金融機関等による不良債権の償却を、所得支出勘定において「その他の経常移転」として扱い、債権の直接償却額（共同債権買取機構への金融債権売却損を含む）償却を目的とした貸倒引当金（個別貸倒引当金⁴）の取崩し額すなわち実現額の合計を計上していた。しかしながら、93SNA においては、不良債権の償却について、「破産等により金融債権がもはや徴収できないため、債権者によって当該資産が貸借対照表から除去された場合は、これを（調整勘定の）その他の資産量変動勘定に記録する」（国連 93SNA）という新たな指針が示されており、これを踏まえ、我が国においても、金融機関等による不良債権の償却を、従来のような経常取引・金融取引として捉えるのではなく、調整勘定の「その他の資産量変動」において捉えることとした。なお、93SNA においては、貸倒金を発生ベースで記録するという立場から、直接償却額と個別貸倒引当金への繰入額の合計額すなわち発生額の合計を調整額として記録している。

株式・出資金 Shares and other equities

- 3.73 国連の 93SNA における分類「株式及びその他の持分 shares and other equity」に対応して、我が国の 93SNA では、『資金循環統計』の分類上の「株式・出資金」の項目を設けている。「株式・出資金」の項目には、各種法人に対する持分が含まれ、商法上の株式会社、特別法に基づき設立された法人（特殊法人等）の株式・出資金が計上されている。このうち、株式については「うち株式」として独立表章している。「株式」の概念的な範囲は、我が国の 68SNA と 93SNA とで相違はないが、68SNA において「その他の金融資産・負債」に含まれていた「政府出資金」を新たに株式・出資金の項目に含めている。なお、資金循環統計においては、株式の計数に非上場株式分が含まれていないため、国民経済計算体系において、別途、非上場株式分を推計し、記録している。

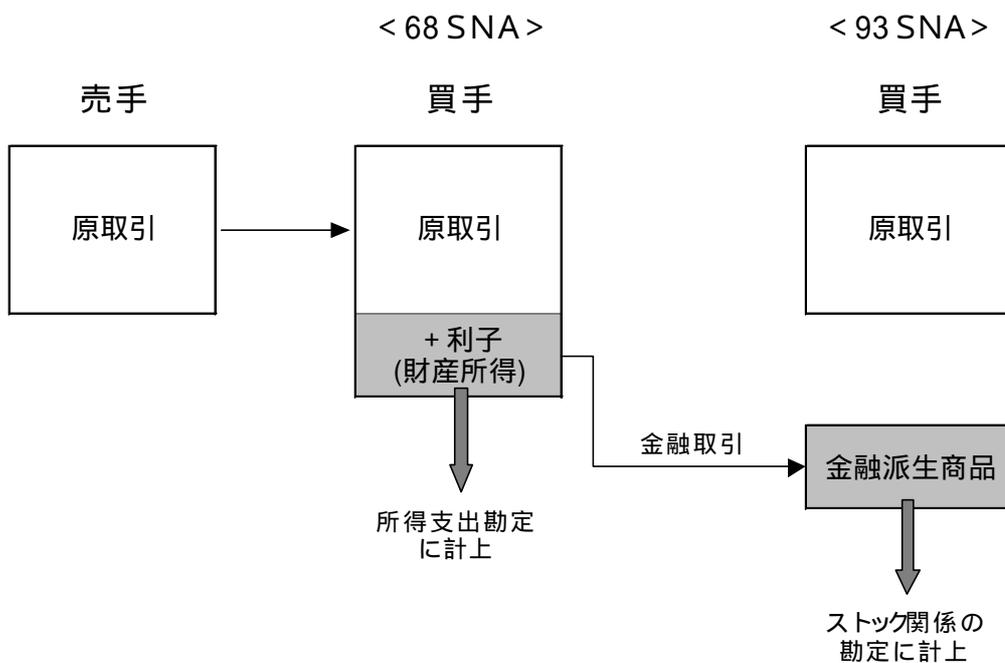
⁴ 平成 10 年 4 月に行われた会計基準の変更前は、個別貸倒引当金は債権償却特別勘定という名称であった。

金融派生商品 Financial derivatives

3.74 「金融派生商品」は、国連の 93SNA において、新しいタイプの金融資産として認識されるようになった概念である。これは、「特定の金融手段、金融指標または金融商品に関連する金融手段のことであり、その金融手段により、特定の金融のリスクがそれ自身の権利に基づいて金融市場で取引されるもの。その価値の源泉は、原品目の価格（参照価格）であり、債務手段と異なり、元本が再支払のために貸付けられることはなく、投資された所得が蓄積されるものではないもの。」と定義されている。我が国の 68SNA においては、現先取引や金融派生商品に係る利子の区分は行わず、金融派生商品により生じる利子の差額分の受払を、原取引の一部として扱い、所得支出勘定において、「財産所得」の内訳項目「利子」に含めていた。しかし、我が国の 93SNA においては、国連で示された基準に従い、財産所得としてではなく、資本調達勘定や貸借対照表、資産負債残高表といったストック関係の勘定・取引表に記録している（図 3 - 15 参照）。

3.75 この新しい「金融派生商品」項目は、93SNA において、「フォワード系」と「オプション系」に分けて記録される。以下、それぞれについて説明する。

図 3 - 15 金融派生商品の記録



〔フォワード系金融派生商品〕

- 3.76 フォワード系としてのフォワード型契約とは、国連 93SNA において、「将来の特定の期日において決済が義務付けられている無条件契約であり、契約の開始に当たっては、等しい市場価値のリスク提示を交わすため、契約の価値自体はないが、時間の経過により、それぞれのリスクの市場価値が変化し、一方に資産（債権者）のポジションが、他方に債務（債務者）のポジションが生まれる」とされている。すなわち、フォワード型契約当初においては、引渡義務と受取権利が等しい市場価値を持つため、金融派生商品の資産残高はゼロであるが、期首と期末におけるフォワード系金融派生商品の残高の変化は、調整額（再評価額）として記録される。この金融派生商品には、具体的には、「金利スワップ」、「金利先渡契約（FRA）」、「為替予約」、「通貨スワップ」等が含まれ、我が国の 93SNA では、金融資産・負債の変動表及び金融資産・負債の残高表において「金融派生商品」のうち「フォワード系」として表章している。
- 3.77 なお、貸借対照表で表章されている「金融派生商品」に含まれる「フォワード系」の金融資産・負債の残高の変動の部分については、本来、市場価値の変動（含み損益の発生）と決済（含み損益の実現）の双方によるものであり、後者は調整額ではなく、資本取引額として記録されることが望ましいが、統計上分離して分類することが困難であるため、資金循環統計の記録方法と合わせ、残高の変化額を全て調整額として記録している。

〔オプション系金融派生商品〕

- 3.78 金融派生商品の一つ「オプション系」としてのオプション型契約とは、「オプションの購入者に、将来の特定の期間内（アメリカ型）若しくは特定の日（ヨーロッパ型）に、予め決定した価格（権利行使価格）で金融手段や商品を買う（コール）、あるいは売る（プット）権利を与える（義務ではない）契約であり、それが行使されれば、多くのオプション契約は、当該契約に関連する原品目や商品ではなく現金支払いによって決済が行われる」（国連 93SNA）とされている。すなわち、オプション契約当初においては、オプションの買い手から売り手に対して支払われるオプションプレミアムが、当該金融派生商品の金融取引（買い手側の資産の増加、売り手側の負債の増加）として記録されることになる。具体的には、取引所取引の「国債先物オプション」、「東証株価指数オプション」をはじめ、店頭取引の債券オプション、金利オプション、通貨オプション等が

含まれる。

- 3.79 なお、貸借対照表で表章される「金融派生商品」に含まれる「オプション系」の金融資産・負債の残高の変動部分については、オプション系の金融派生商品の期首、期末のストック額を、オプションプレミアムの時価でそれぞれ記録し、その残高差のうち期中に締結されたオプション契約に伴うオプションプレミアムの受払を、資本取引額として記録し、残差を調整額として記録する。ここで、オプション契約の決済により含み損益が実現された場合、本来、これは資本取引額として記録されるべきであるが、フォワード系金融派生商品における取扱いと同様、基礎データに制約があるという理由から、我が国の 93SNA においては、資金循環統計の記録方法と合わせ、これを調整額に含めている。

保険・年金準備金 Insurance and pension reserves

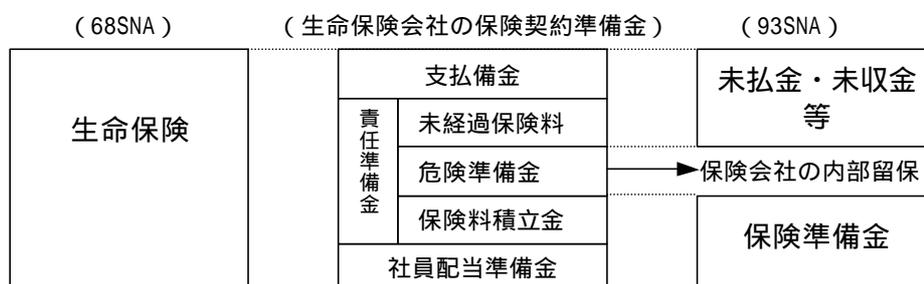
- 3.80 国連が示した 93SNA においては、金融資産・負債の一項目として「保険技術準備金 insurance technical reserves」の概念を導入している。「保険技術準備金」とは、「生命保険会社が生命保険を運用するに際して未払いのリスクに備えておくための保険数理上の準備金であり、利益付き保険のための準備金、保険料の前払い、未払い保険金に対する準備金からなる」(国連 93SNA)と定義される。この保険技術準備金は、保険企業によって保有され管理・運営されてはいるが、本来保険契約者(受取人)の資産であるため、金融勘定においては、保険契約者(受取人)の資産、保険企業の負債としている。このため、金融勘定において、保険技術準備金を「保険準備金に関する家計の純持分 net equity of households on life insurance and pension funds」と「保険料支払いの前払い及び未払い保険金に対する準備金 payments of premium and reserves against outstanding claims」に分離し、準備金を家計の純持分の変動として記録することが示されている。
- 3.81 これを受け、我が国の 93SNA においては、資金循環統計の分類と整合性をとりつつ、推計可能な限り金融資産・負債の分離を行う。まず、保険準備金に関する家計の純持分については、金融資産・負債の残高表において、「保険・年金準備金」の内訳項目「保険準備金」として表章する。また、生命保険に係る「保険準備金」については、積立保険(団体定期保険以外)に係る部分を「家計」の資産として扱う。ただし、個人年金商品に係る部分は、「保険・年金準備金」の内訳項目「年金準備金」に含める。また、非生命保険についても、我が国においては、貯蓄の要素を持つ積立保険を含むため、積立保険に係る部分(利付き保険のための準備金)を「家計」の資産として「保険・年金準備金」の内訳

項目「保険準備金」に含めている。

〔保険準備金 Insurance reserves〕

3.82 我が国の 93SNA においては、金融資産・負債の残高表における「保険・年金準備金」の内訳に「保険準備金」という項目を表章している。ここには、生命保険会社の積立型生命保険、損害保険会社の積立型責任準備金が含まれている。生命保険会社、損害保険会社それぞれの貸借対照表における保険契約準備金は、支払備金⁵（ ）、責任準備金⁶、社員配当準備金に区分されており、責任準備金はさらに、未経過保険料（ ）、保険料積立金（ ）、危険準備金（ ）から構成されている。我が国の 68SNA においては、生命保険会社、損害保険会社ともに、～ を支払準備金の範疇に含めていた（生命保険の準備金については、社員配当準備金を含む）。しかし、93SNA においては、保険料、保険金を発生主義によって記録するため、～ については、～ とともに「その他の金融資産・負債」の内訳項目である「未収金・未払金等」に記録し⁷、また～ については、（掛捨て型保険について）予想できない大規模な保険事故の発生に伴う保険金支払に備える性格のものであり、加入者に対する支払債務ではなく、保険会社の内部留保と考えられるため、「保険準備金」から控除している。従って、「保険準備金」には、保険料積立金の部分（ ）に相当する部分を記録する。すなわち、生命保険については、責任準備金（個人年金保険等を除く）から未経過保険料（ ）及び危険準備金（ ）を控除した額及び社員配当準備金を、非生命保険（損害保険）については、保険料積立金の額そのものをここで記録している（図 3 - 16、図 3 - 17 参照）。

図 3 - 16 68SNA 及び 93SNA の生命保険の扱いについて



⁵ 支払い事由があるものの未払いとなっている保険金のこと。

⁶ 将来発生する保険金支払に備えて積み立てておく準備金のこと。

⁷ 93SNA においては、こうした未払金は、「保険・年金準備金」の中の「保険料の前払い及び未払い保険金に対する準備金」の項目として記録されることとなっているが、我が国の 93SNA では、その他の未収金等と合わせて、「その他の金融資産・負債」として位置付けている。

.....

.....

図3 - 1 7 68SNA 及び 93SNA の非生命（損害）保険の扱いについて

(68SNA)		(損害保険会社の支払準備金純増)		(93SNA)	
損害保険	責任準備金	支払備金		未払金・未収金等	
		未経過保険料	→ 損保会社の内部留保		
		危険準備金			
		保険料積立金			

〔年金準備金 Pension reserves〕

3.83 我が国の 93SNA においては、金融資産・負債の残高表における「保険・年金準備金」の内訳に「年金準備金」という項目を表章している。ここには、私的年金の積立金のうち、加入者の持分に相当する部分が含まれている。具体的には、1)「年金基金や適格退職年金等の責任準備金」及び2)「生命保険会社の個人年金商品に係る責任準備金」が含まれている。前者1)は、「年金基金年金準備金の変動」として、所得支出勘定の「所得の使用勘定」において、家計の受取側、金融機関の支払側にそれぞれ記録される調整概念に一致するものである。また、後者2)は、68SNA において「生命保険」に含まれていたが、93SNA においては、生命保険が負う「年金準備金」(負債)として記録される。

その他の金融資産・負債 Other financial assets and liabilities

3.84 「その他の金融資産・負債」には、これまでに述べた7つの金融資産項目に含まれない「外貨準備高(貨幣用金・SDRを除く)」、「預け金・預り金」、「企業間信用・貿易信用」、「未収金・未払金等」、「直接投資」、「対外証券投資」、「その他対外債権・債務」及び「その他」という8つの内訳項目が含まれる。このうち、新たに付け加えた「預け金・預り金」は、『資金循環統計』の「預け金」に相当する概念であり、特定の制度部門から別の制度部門に対する一定の目的を持った資金の預け入れである。具体的には、証券会社等に預け入れられる証拠金や建物への入居保証料等が含まれる。「企業間信用・貿易信用」は、68SNA 体系の「売上債権・買入債務(うち非金融法人企業間の取引に係る分)」及び「貿易信用」に相当する概念であり、財・サービスの取引に伴って、非金融法人企業間(国内・海外間の取引を含む)で発生する債権・債務である。具体的には、売掛金・買掛金、受取手形・支払手形が含まれる。我が国 93SNA の金融資産分類で新たに設けられた「未収金・未払金等」の項目には、前述したとおり、保険

に係る未経過保険料や支払備金のほか、財・サービスの取引や利子・配当の受払い、実際のキャッシュ受払いの時間的なずれによって、差額分として発生する債権債務、及び非経常的な取引に伴って生じる（売上債権や買入債務とされない）債権債務が含まれる。「対外直接投資」は、居住者企業による非居住者企業の持分取得のうち、非居住者企業の支配を目的とするものであり、国際収支統計との整合性の観点から、株式資本、再投資収益、その他資本（不動産の売買等）の3つに分類している。また、「その他」項目は、以上の項目に含まれない債権債務（その内容を特定することのできないもの）のほか、会計記録を行うまで擬制される債権債務を計上している。ここには、外貨準備高の保有部門における資産額、郵便貯金と企業特会間の現金・流動性預金の振替調整額、中央政府と中央銀行間の補助貨幣流通高とIMF通貨代用証券日銀保有高の振替調整額等が含まれる。なお、前述したように、国内の制度部門が保有する「貨幣用金・SDR」資産のほか、「外貨準備高（貨幣用金・SDRを除く）」資産もここに記録されている。

第4節 支出の目的別分類

3.85 国連 93SNA においては、生産者と3つの制度部門、すなわち、家計、一般政府対家計非営利団体、生産者の取引をそれぞれ次のとおり、目的別に分類している。

COICOP : 「個別消費の目的別分類」

Classification of Individual Consumption of Purpose

COFOG : 「政府の機能別分類」

Classification of Function of Government

COPNI : 「対家計非営利団体の目的別分類」

Classification of Purpose of Non-Profit Institution

COPP : 「生産者の目的別分類」

Classification of Producers' Purpose

3.86 こうして国連の 93SNA において示され、国際的な協議の場を通じて合意された目的別分類（機能分類）を基本的に採用すべく、我が国でも、それぞれ消費、支出の目的別分類の導入につき検討を行った結果、家計、一般政府の各制度部門について、国際的な基準に沿った目的別の最終消費支出分類を行うこととした。一方、対家計非営利団体の目的別分類（COPNI）及び生産者の目的別分類

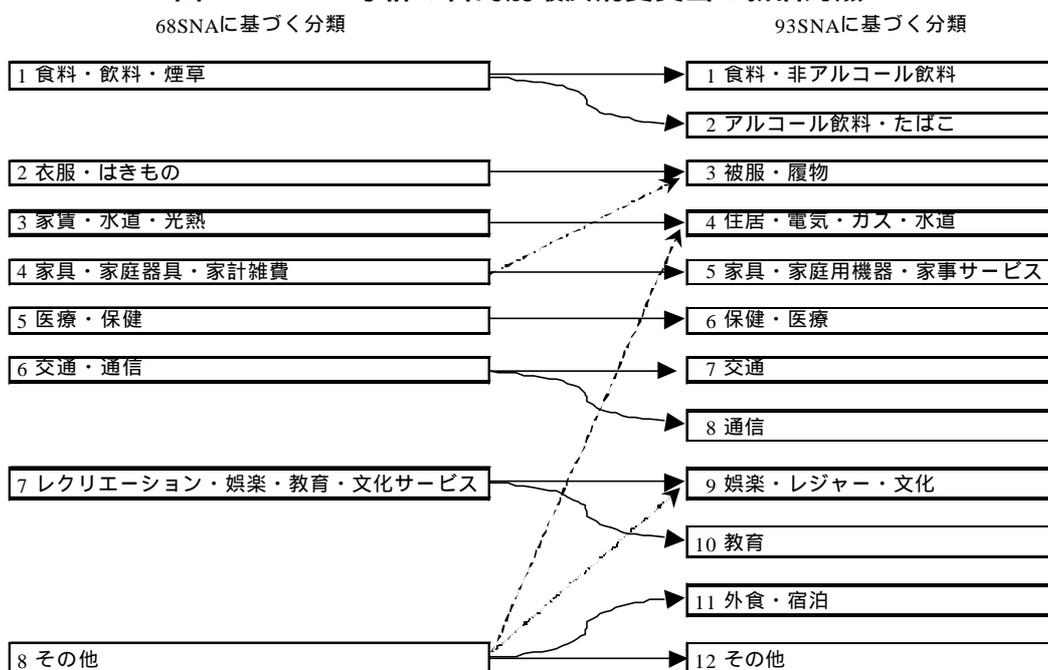
(COPP)については、統計上の制約があるため、それらの導入を見送っている。
 なお、対家計非営利団体の目的別の支出については、68SNA上で「教育」「医療」「その他」からなる目的別項目を記録してきたところであるが、そのうち、「医療」は、93SNA上「産業」として扱うことから、「教育」「その他」の2項目からなる目的別分類に沿って記録している⁸。

家計の目的別最終消費支出の分類

Composition of final consumption expenditure of households classified by type

3.87 我が国の93SNAにおける「家計の目的別最終消費支出」は、国連の93SNAにおいて提唱され、2000年3月の第31回国連統計委員会で決定された「個別消費の目的別分類(COICOP)」に従った記録を行っている。68SNAにおける目的別分類からの主な変更点としては、旧「食料・飲料・煙草」が「食料・非アルコール飲料」と「アルコール飲料・たばこ」に分割されたこと、68SNAの「交通・通信」が「交通」「通信」に細分化されたこと、「教育」や「外食・宿泊」が独立に記録されたことが挙げられる。(国内家計最終消費支出の目的別分類の新旧対照表については図3-16を参照)。

図3-16 家計の目的別最終消費支出の新旧対照



は、旧「家具・家庭器具・家計雑費」のうち、クリーニング・衣服の修繕費分。

は、旧「その他」のうち、廃棄物処理分。

は、旧「その他」のうち、文房具、パッケージ旅行分。

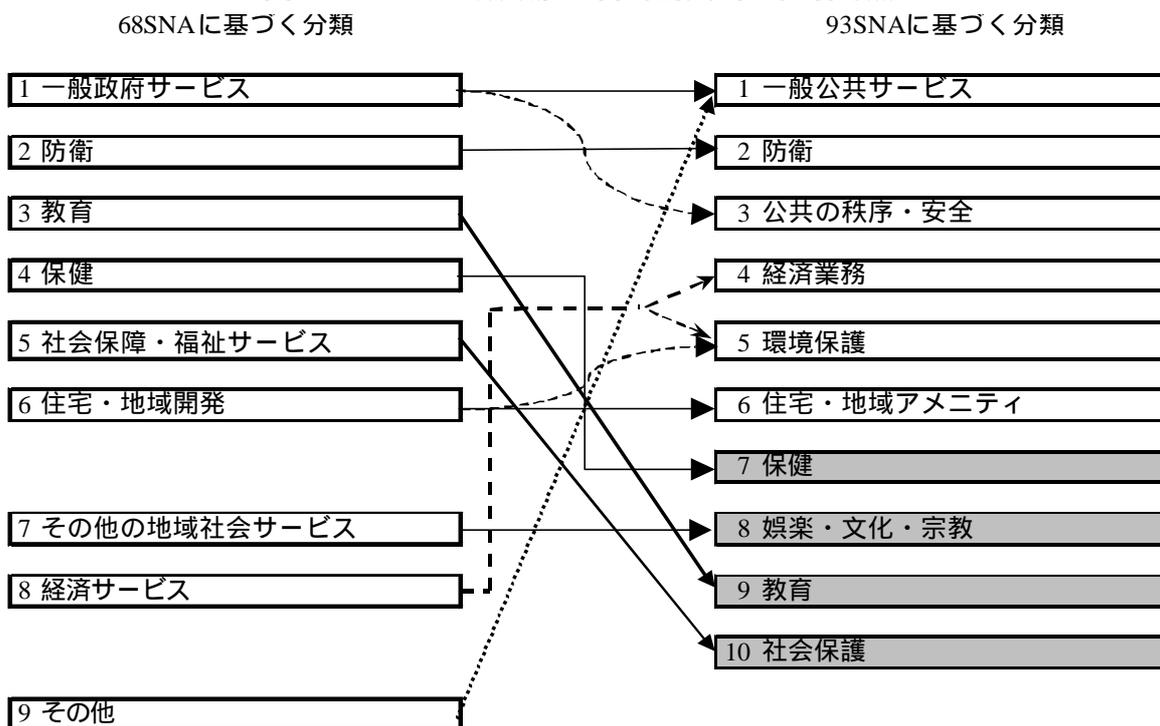
⁸なお、その他の変更点として、旧来の「雇用者所得」を「雇用者報酬」に、「間接税」を「生産・輸入品に課される税」に、また「支出目的」を「支出の目的」にそれぞれ名称変更を行っている。

一般政府の目的別最終消費支出の分類

Final consumption of general government classified by purpose

3.88 また、我が国 93SNA における「政府の目的別最終消費支出」についても、同じく 2000 年 3 月に国連統計委員会で決定された「政府の機能分類 (COFOG)」を採用し、その分類に従った記録を行っている。具体的には、「一般政府の目的別支出」、「一般政府の目的別最終消費支出」において、それぞれ記録している。前者は、消費投資活動別に一般政府の目的別支出を記録したものであり、後者は、産出コスト別に一般政府の目的別支出の記録したものである。この COFOG に基づく支出分類の 68SNA における分類からの主な変更点としては、「公共の秩序・安全」を「一般公共サービス」から独立して記録したこと、「環境保護」を独立に記録したことがある（一般政府支出の目的別分類の新旧対照表については図 3 - 17 を参照）。

図 3 - 17 一般政府の目的別支出の新旧対照



旧「経済サービス」のうち、公益事業分が「環境保護」に移行することを示す。
 旧「住宅・地域開発」のうち、環境衛生分が「環境保護」に移行することを示す。
 93SNAに基づく分類のうち、網掛け項目は、個別消費支出を含むものを示す。
 一方、白抜きの項目は集合消費支出の対象となる項目を示す。

第5節 その他

3.89 この節では、これまで説明してきた事項以外に、我が国 93SNA への移行に伴って新たに追加・変更することになった事項について説明する。

労働時間（雇用者） Hours worked (employees)

3.90 我が国の 68SNA においては、労働投入に関する系列として、経済活動別の就業者数と雇用者数を表章していたが、国連の 93SNA において「新体系においては、総労働時間が望ましい労働投入の測度である」との指摘がなされていることを受け、我が国でも 93SNA 上、年報の「付表 3」において、産業別の雇用者の労働時間を新たに記録することとしている。なお、労働時間に係る産業分類については、「日本標準産業分類⁹」に則っているため、国民経済計算において採用している「経済活動別分類」（主要系列表 3）とは、表章形式が合致していないことに留意する必要がある。

公的企業の資本取引に関する勘定

Capital accounts of public corporations

3.91 国連の 93SNA においては、一般政府及び非金融公的法人企業を包含する公的部門の統合経済勘定を表章することが示されている。しかしながら、我が国の 93SNA においては、基礎統計である資金循環統計が IMF の金融統計マニュアルに従って、詳細項目を公表しユーザーが適宜組み替えられるような統計作成を推奨しており、統合経済勘定の表章のための統計を作成していないため、我が国でも基礎統計である資金循環統計の表章方法にならい、公的企業の資産・負債をネットアウトしない、両建ての勘定を作成することとしている。一方、国連 93SNA 勧告を受け、「公的企業の資本勘定」において、68SNA にはなかった公的企業（非金融法人、金融機関）の資本調達勘定（実物取引表）を年報の「付表 21」に新たに記録している。同勘定は、公的非金融企業、公的金融機関、これらを統合した公的企業全体について、貯蓄、資本形成等による資産変動並びに貯蓄・投資移転による正味資産の変動を記録するものであり、これにより、年報上、付表 20「民間・公的別の所得支出勘定」、付表 22「金融資産・負債の

⁹ 日本標準産業分類（JSIC：Japan Standard Industry Classification）とは、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として昭和 24 年に設定されたもので、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類するもの。

変動」とともに、公的企業のフロー取引の状況をより詳細に把握することが可能となる。

一般政府から家計への社会保障移転明細表（社会保障関係）

Transfers from general government to households (social security transfers)

3.92 国連 93SNA において、社会保障給付の二元的記録（現金によるものと現物社会給付）が勧告されていることを受け、我が国 93SNA では、社会保障に係る一般政府から家計への経常移転の詳細を記録する付表 9 「一般政府から家計への移転の明細表」において、「現物社会移転以外の社会給付」及び「現物社会移転¹⁰」の 2 つの項目に分けて記録している。これにより、「現物社会移転」による社会保障制度を構成する厚生保険等の特別会計、国民健康保険、共済組合等といった機関毎に、その社会保障給付が現金によるものなのか、現物によるものなのか、現物の場合、払い戻しによるものなのか否かを詳細に把握することが可能となる。

実質国民可処分所得 Real national disposable income

3.93 国連が示した 93SNA においては、68SNA にはなかった国民総所得等の所得概念の実質化がなされている。具体的には、以下のように実質国民純可処分所得が導出される。

不変価格（実質）表示の国内総生産（実質 GDP）
+) 交易利得

実質国内総所得（実質 GDI; ）
+) 海外からの所得の受取（実質）
-) 海外に対する所得の支払（実質）

実質国民総所得（実質 GNI; ）
+) 海外からの経常移転の受取（実質）
-) 海外に対する経常移転の支払（実質）

実質国民総可処分所得（ ）
-) 不変価格（実質）表示の固定資本減耗

実質国民純可処分所得（ ）

¹⁰ この項目はさらに「払い戻しによる社会保障給付」「その他の現物社会保障給付」に分割表章している。

3.94 我が国の 93SNA においては、68SNA 上と同様に、フロー面の推計に際し、固定資本減耗を原則企業会計で用いられている「簿価ベース」で記録している。このため、固定資本減耗の実質化を行うことが困難である。したがって、我が国の参考表においては、上記のうち 実質国民純可処分所得までを記録せず、実質国民総可処分所得まで表章している。

3.95 また、国内生産によって生じる実質所得総額（実質 GDI）と実質 GDP の差である「交易利得」は以下の計算式で算出される。

$$\text{交易利得} = \frac{\text{名目輸出} - \text{名目輸入}}{\text{ニューメラルデフレーター}} - \left(\frac{\text{名目輸出}}{\text{輸出デフレーター}} - \frac{\text{名目輸入}}{\text{輸入デフレーター}} \right)$$

なお、ニューメラルデフレーターについては、以下の輸出及び輸入デフレーターの加重平均を使用している¹¹。

$$\text{ニューメラルデフレーター} = \frac{\text{名目輸出} + \text{名目輸入}}{\text{実質輸出} + \text{実質輸入}}$$

なお、海外からの（に対する）所得や海外からの（に対する）経常移転の実質値を計測するためのデフレーターとしては、民間最終消費支出、政府最終消費支出及び国内総固定資本形成のデフレーターの加重平均を使用している。

$$\text{海外デフレーター} = \frac{\text{名目民間最終消費支出} + \text{名目政府最終消費支出} + \text{名目国内固定資本形成}}{\text{実質民間最終消費支出} + \text{実質政府最終消費支出} + \text{実質国内固定資本形成}}$$

連鎖指数 Chain indices

3.96 国連の 93SNA は、GDP やその他の集計量の価格及び量の測度を算出するための指数の選択については特に指定せず、各国の自由裁量に委ねているが、「連鎖指数」の導入を提唱し、この指数を GDP 数量の変動を計測するための最良の方法と位置付けている。連鎖指数の導入が提唱された背景には、例えばパーシェ型デフレーターに比べ、基準時点から時間が経過するにつれて、パーシェ連鎖型デフレーターの方が、直近時点の価格の動きをより適切に反映するということがある。しかしながら、パーシェ連鎖型デフレーターによる GDP 実質値には、GDP 集計量と下位レベルの項目の総計とが一致する「加法整合性」が満たされない

¹¹ なお、国連 93SNA 勧告においては、ニューメラルデフレーターを、輸出入デフレーターの単純平均によるニューメラルデフレーターか、加重平均によるデフレーターかを選択できることとされている。

点、季節性を持つ系列 - つまり四半期系列 - には利用が困難である点、連続しない二時点間の動きを見ることが不適當である点、の3点において問題がある。このため、国連の93SNAにおいては、基準年固定の価格指数、数量指数についても合わせて計測し、公表することを提案している。

3.97 我が国のGDPデフレーターとしては、基準時点のある年次に固定した上で比較時点のウェイトで個々の財貨・サービスの価格指数を調和平均する「パーシェ型価格指数」を採用しており、これに基づき、GDP集計量のより下位レベルの項目、すなわち、民間最終消費支出、政府最終消費支出等の主要系列表の細項目について、こうしたパーシェ方式による実質値を導出している。我が国の国民経済計算体系に連鎖指数を導入するということは、具体的には、デフレーターという価格指数を連鎖型、つまり基準時点を常に比較時点の直前期に置いたデフレーターを作成することを意味する。

3.98 一方、我が国93SNAへの移行に伴い、パーシェ連鎖型に基づくデフレーターについて、「年報」中の参考系列として、支出面のGDP(国内総支出)及び各構成項目(主要系列表1レベル)、生産面からみたGDP及びその内訳である経済活動別付加価値額の連鎖型デフレーターを記録する。ただし、連鎖型デフレーターに基づいた実質系列の価額、対前期伸び率については、「年報」において表章を行わないこととする¹²。

パーシェ型価格指数

$$D_t^p = \frac{\sum P_t Q_t}{\sum P_0 Q_t}$$

P_0, P_t : それぞれ、基準時点、比較時点の価格

Q_0, Q_t : それぞれ、基準時点、比較時点の数量

パーシェ連鎖型価格指数

$$\begin{aligned} D_t^{pc} &= D_{t-1}^{pc} \times \frac{\sum P_t Q_t}{\sum P_{t-1} Q_t} = D_{t-2}^{pc} \times \frac{\sum P_{t-1} Q_{t-1}}{\sum P_{t-2} Q_{t-1}} \times \frac{\sum P_t Q_t}{\sum P_{t-1} Q_t} \\ &= \frac{\sum P_1 Q_1}{\sum P_0 Q_1} \times \frac{\sum P_2 Q_2}{\sum P_1 Q_2} \times \dots \times \frac{\sum P_{t-1} Q_{t-1}}{\sum P_{t-2} Q_{t-1}} \times \frac{\sum P_t Q_t}{\sum P_{t-1} Q_t} \end{aligned}$$

ただし、 $P_0 = 1$

¹² パーシェ連鎖型デフレーターに基づく実質系列については、経済企画庁経済研究所が公表している「季刊国民経済計算」において試算結果を公表する予定。

(補論4) 間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM)

国連の93SNAは、「金融仲介機関が明示的には料金を課さない金融仲介サービスの価額の間接的な測定方法」(FISIM; Financial Intermediation Services Indirectly Measured)を推計し、当該サービス消費を利用者ごとに配分して記録することを勧告している。国連68SNAにおいては、金融仲介サービスを「帰属利子」とし、「受取利子+受取配当-支払利子」で算出していたが、その帰属利子の配分については、各産業部門別に分割することが困難なため、全て産業が中間投入するものとして扱い、ダミー産業を設けてこの産業が全ての帰属利子を中間投入するものとしていた。こうして、金融仲介サービスの産出は、一国の国内総生産から除外されていた。

これに対し、国連93SNAにおいては、金融仲介サービスを、「間接的に計測される金融仲介サービス」と呼称し、全額を借り手である産業のみに配分する代わりに、一部を預金者等の貸し手にも配分することにより、最終消費支出にも割り当て、国内総生産に寄与するという取扱いを選択することが可能となっている。なお、国連93SNAにおいては、FISIMの配分について柔軟な取扱いが示されており、68SNAと同様FISIMを全額名目的産業の中間消費とすることも認められている。

< FISIM の内容について 『季刊国民経済計算 No118』(1998) より >

FISIM については、金融機関のうち「預金取扱機関」及び「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」が産出するものと位置づけており、以下の計算式を用いて導出される。

$$\text{FISIM 総額} = \text{受取利子} - \text{支払利子} - [(\text{貸付金残高} - \text{預金残高}) \times \text{参照利子率}]$$

言い換えれば、FISIM は金融仲介機関による運用利子率と調達利子率の差として表される (FISIM の概念図については以下の図参照)。

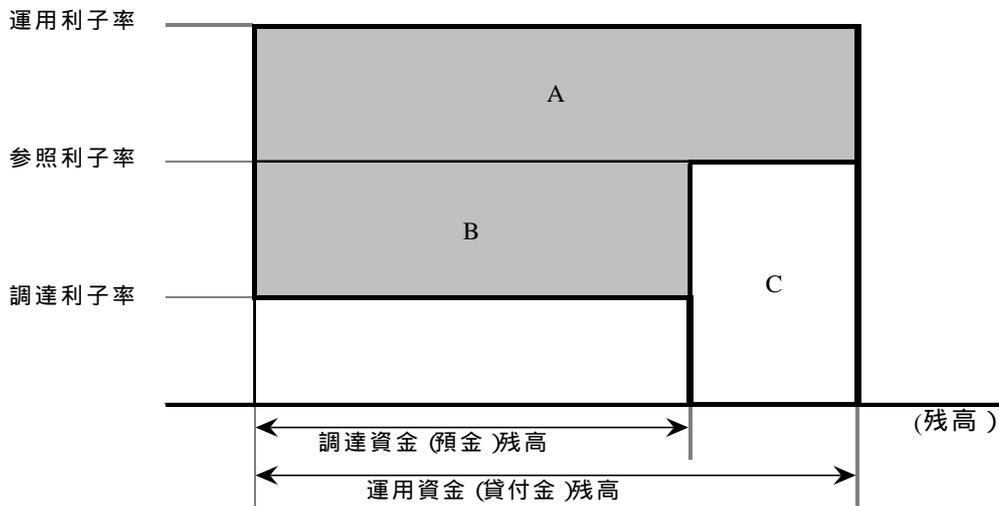
帰属利子とは異なり、FISIM は、自己資本の投資から生じる財産所得、すなわち金融仲介機関の配当受取を含まない。また、借り手側と貸し手側への FISIM の配分は、現実の支払 (調達) 利子率及び受取 (運用) 利子率と「参照利子率」との差に基づいて行われる。FISIM 計測式にも表れる「参照利子率」は、資金借り入れに伴う純粋費用すなわち、リスクプレミアムを最大限取り除き、いかなる仲介サービスも含まない利子率を指す。具体的には、参照利子率としてインターバンクレートなどが考えられる。

さらに、計測された FISIM は、金融資産残高・負債残高を基に、5 つの制度部門と海外 (輸出) に配分される。借り手は、非金融法人企業、金融機関、家計のうち個人企業からなり、貸し手は、一般政府、対家計民間非営利団体、個人企業を除く家計からなる。また、輸入された FISIM は別途計測され、5 つの制度部門に配分される。FISIM のうち最終需要として計上されるのは、「国内 FISIM のうち最終消費分」と「輸出分」の合計から、「輸入 FISIM のうち国内最終消費分」を控除した額となる。

< FISIM の取扱いについて >

国連 93SNA 勧告を受け、EU 加盟国は、欧州統計委員会（EUROSTAT）の作業委員会を中心に検討を進め、2000 年 3 月の同委員会の会議において、1995 年から 1998 年の推計値結果をはじめて発表した。その上で、今後の推計上の課題の整理を行い、2001 年、2002 年にかけて、推計値が作成され、改善されることとなった。FISIM の我が国 93SNA における取扱いについては、EUROSTAT 作業委員会への参加、国民経済計算調査会議の下部組織である分配・財政委員会、資産・金融委員会、生産・支出委員会のそれぞれでの議論を通じ、検討を深めてきた。その上で、FISIM の評価方法や実質化等について、未だ国際的に確立したものが無いこと、現段階ではいくつかの問題点（採用する参照利子率、輸入 FISIM の把握、債券の扱い、負の FISIM の発生等）があり、検討の余地が大きいことから、2000 年時点での導入を見送っている。今後、欧州統計委員会（EUROSTAT）において、2002 年末を目途に、国際標準方式の確立に向けて議論が続けられているところであり、我が国においては、こうした国際的な議論や先進諸外国の動向を注視しつつ、国内外の関係部局との連携を図りつつ、我が国の FISIM の推計方針案、暫定推計値を公表しながら、平成 13 年 12 月の確報公表時に参考系列として表章することを目処としている。

図 FISIM の概念図



網掛け部分全体がFISIM総額。
 A部分は、資金の借り手が中間消費するFISIM
 $(\text{運用利子率} - \text{参照利子率}) \times \text{運用資金残高}$
 B部分は、資金の貸し手が最終消費するFISIM
 $(\text{参照利子率} - \text{調達利子率}) \times \text{調達資金残高}$
 金融仲介機関による配当受取がないと仮定すると、
 帰属利子は、 $A+B+C$ と表される。